

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和3年6月30日
【会社名】	カワセコンピュータサプライ株式会社
【英訳名】	KAWASE COMPUTER SUPPLIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川瀬 啓輔
【本店の所在の場所】	大阪府中央区今橋二丁目4番10号大広今橋ビル
【電話番号】	06(6222)7474
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼最高財務責任者 糸川 克秀
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区今橋二丁目4番10号大広今橋ビル
【電話番号】	06(6222)7474
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼最高財務責任者 糸川 克秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) カワセコンピュータサプライ株式会社東京支店 (東京都中央区銀座七丁目16番14号銀座イーストビル4階)

## 1【提出理由】

令和3年6月25日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
令和3年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

### 第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、資本政策の柔軟性・機動性の確保を図り、現在の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全化を維持することを目的としています。なお、本件による発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

#### 資本の額の減少の内容

イ 資本金の額（令和3年3月31日現在）  
資本金 1,226,650,000円

ロ 減少する資本金の額  
資本金 1,126,650,000円

ハ 増加する剰余金の項目及び額  
その他資本剰余金 1,126,650,000円

#### 資本の額の減少の日程

イ 取締役会決議日 令和3年5月20日  
ロ 株主総会決議日 令和3年6月25日  
ハ 債権者異議申述公告日 令和3年6月29日  
ニ 債権者異議申述最終期日 令和3年7月30日（予定）  
ホ 効力発生日 令和3年7月31日（予定）

### 第2号議案 剰余金処分の件

当社は創業以来株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と考えており、剰余金の処分につきましては、次のとおりに行いたいと存じます。

#### 配当財産の種類

金銭といたします

株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金3円

総額14,192,667円

剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年6月26日

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役として、川瀬啓輔、糸川克秀、吉村泰明及び伊藤彰彦を選任するものであります。

### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、窪津薫、村野譲二及び平岡潤六を選任するものであります。

### 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役川瀬康平氏に対し、在任中の功績に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	34,961	168	-	(注)2	可決 99.52
第2号議案 剰余金処分の件	34,978	151	-	(注)1	可決 99.57
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件					
川瀬 啓輔	33,523	1,606	-	(注)3	可決 95.42
糸川 克秀	33,524	1,605	-		可決 95.43
吉村 泰明	33,524	1,605	-		可決 95.43
伊藤 彰彦	33,502	1,627	-		可決 95.36
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
窪津 薫	33,473	1,656	-	(注)3	可決 95.28
村野 譲二	33,473	1,656	-		可決 95.28
平岡 潤六	33,461	1,668	-		可決 95.25
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	27,859	6,719	-	(注)1	可決 79.30

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成割合は、賛成数の出席議決権数(議決権行使書による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数の合計35,129個)に対する割合を小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
5. 後記(4)記載のとおり、一部未集計の議決権数があるため、賛成、反対及び棄権の数の合計と出席議決権数は一致しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上